

○国家公安委員会告示第十六号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和四年三月九日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

1 氏名 アブド・アル・マリク・ムハンマド・ユスフ・ウスマン・アブド・アル・サラーム (ABD AL-MALIK MUHAMMAD YUSUF 'UTHMAN 'ABD AL-SALAM

(original script: عبد السلام محمد يوسف عثمان))

名簿に記載された年月日 2015年1月23日 (2019年5月1日及び2021年3月23日に改訂)

名簿記載者公告番号 Q I -219

2 氏名 ナーイフ・サーリフ・サーリム・アル・カイシー (NAYIF SALIH SALIM AL-QAYSI)

名簿に記載された年月日 2017年2月22日

名簿記載者公告番号 Q I -274